

別記様式第29号（第53条関係）

その1		<b>営 業 の 方 法</b> （無店舗型性風俗特殊営業）	
氏名又は名称			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称			
事務所の所在地			
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 号の営業	
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝の方法  広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	する            しない	広告物の表示（場所：） 新聞・雑誌（広告の頻度：） インターネット（URL：） 割引券、ピラ等の頒布（場所：） その他（） 広告又は宣伝はしない
		する            しない	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること		する            しない	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
		する            しない	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を従業者として使用すること		する            しない	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
役務提供の態様			

その2 (法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合)	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒類の提供	する しない
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受付所において他の営業を兼業すること	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。  
法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）  
法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。